



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

- 生活保護法による介護機関の指定(五三八・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定介護機関の変更(五三九・福祉政策課)……………2
- 肥料の登録の失効(五四〇・水田総合利用課)……………2
- 道路区域の変更(五四一、五四二・道路課)……………3
- 証紙売りさばき場所の変更の承認(五四三・会計管財課)……………4
- 公 告
  - 県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)……………4
  - 人事委員会細則
    - 人事委員会細則八一三一一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則……………4

## 告 示

### 秋田県告示第五百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十九年十一月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
井川町地域包括支援センター	社会福祉法人井川町社会福祉会 理事長	南秋田郡井川町寺沢字綱木沢百四十五番地五	介護予防支援事業	平成十九年八月一日
デイサービス若杉	有限会社県南ケアシステム 代表取締役	仙北市角館町上菅沢二番地十八	介護予防通所介護	平成十九年十月一日
ケアセンターようこう赤館	有限会社ようこう 取締役	大館市赤館町四番五号	介護予防通所介護	平成十九年九月七日
介護老人保健施設八乙女荘	大仙市長	大仙市北長野字野口前二十三	介護予防通所リハビリテーション 介護予防防短期入所療養介護	平成十九年七月一日
介護老人保健施設幸寿園	大仙市長	大仙市強首字上野台十二番地十五	介護予防通所リハビリテーション 介護予防防短期入所療養介護	平成十九年七月一日
有限会社ふくろう	有限会社ふくろう 代表取締役	湯沢市横堀字小正寺十八番地二	通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防防短期入所生活介護	平成十九年九月一日
小規模デイサービスこすもす	有限会社アタカにて 代表取締役	にかほ市平沢字堺田二十六番地一	通所介護	平成十九年九月二十日
デイサービスセンターふるさと学び舎	社会福祉法人中央会 理事長	由利本荘市土谷字新谷地百五十七番地	通所介護	平成十九年八月一日
医療法人社団杏真会まっこいしや高橋醫院	医療法人社団杏真会高橋医院 理事長	仙北郡美郷町六郷字馬町六十四	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成十九年九月一日
五城目指定訪問介護事業所	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 会長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六一十	介護予防訪問介護	平成十九年十月一日

五城目訪問看護ステーション	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 会長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六一十	介護予防訪問看護	平成十九年十月一日
J A 秋田ふるさとシヨートステイほほえみ醍醐	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長	横手市平鹿町醍醐字道中後二十八番一	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成十九年十月一日
グループホームお達人者倶楽部	医療法人鹿嶋医院 理事長	男鹿市北浦北浦表町字表町五十二番地二二	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年十月十二日
小規模多機能型居宅介護事業所 ケイケアセンター	医療法人慧眞会 理事長	大仙市協和境字苜谷沢十番地	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年十月一日
グループホームおおた	有限会社水谷 代表取締役	大仙市太田町齊内字中田二百一	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成十九年十月一日

秋田県告示第五百三十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十九年十一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
株式会社ユウメデイカル	株式会社ユウメデイカル 代表取締役	仙北郡美郷町六郷字遠槻百五十四番地一号	有限会社ユウメデイカル 取締役	株式会社ユウメデイカル 代表取締役	福祉用具貸与、 介護予防福祉用具貸与、 福祉用具販売、 特定福祉用具販売、 特定福祉用具販売	平成十九年八月一日
訪問看護ステーション ぬくもり	有限会社チアフル 取締役	大館市清水一丁目一番六十号	有限会社リーヴル 大館市裏町一番地内 ウイール訪問看護ステーション	有限会社チアフル 大館市清水一丁目一番六十号 訪問看護ステーションぬくもり	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十九年九月一日

秋田県告示第五百四十号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定

により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

肥料の種類	保証成分量(%)	生産業者
-------	----------	------

登録番号	及び名称	その他の規格	氏名又は名称	住 所	失効年月日
秋田県 第二百七号	混合有機質肥料 「米の精」肥料5号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	株式会社 サンワイズ	秋田県秋田市保野鉄砲町四番地二 十五号	平成十九年七月二十七日
秋田県 第二百八号	混合有機質肥料 五つ星 有機	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	株式会社 サンワイズ	秋田県秋田市保野鉄砲町四番地二 十五号	平成十九年七月二十七日

秋田県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十九年十一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十一号	鹿角市八幡平字赤平二番一から字蛇沢七三番九七まで	一六・〇〇〇～二七・八〇	〇・二六二
			三百四十一号	”	一四・〇〇〇～二二・〇〇	〇・二六二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
(二) 期間 平成十九年十一月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定  
に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新	旧	羽後向田館合線	由利本荘市東由利黒淵字智者鶴五一番一地从先から字下久保七二番一地从先まで	四・六〇〇～二一・四〇	〇・九三九
			羽後向田館合線	”	六・八〇〇～二三・四〇	〇・九三九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十九年十一月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第五百四十三号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年十一月十三日

秋田県知事 寺田典城

所の所在地及び名称	変更後	変更前
秋田市山王四丁目一番一 秋田県職員消費生活協同組合	秋田市山王四丁目一番一(秋田県庁舎売店)	秋田市山王四丁目一番一(秋田県庁舎売店)
秋田市山王四丁目一番二(秋田地城振興局庁舎売店)	秋田市山王四丁目一番二(秋田地城振興局庁舎売店)	秋田市山王四丁目一番二(秋田地城振興局庁舎売店)
鹿角市花輪字六月田一番地(鹿角地城振興局庁舎売店)	鹿角市花輪字六月田一番地(鹿角地城振興局庁舎売店)	鹿角市花輪字六月田一番地(鹿角地城振興局庁舎売店)
北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一(北秋田地城振興局庁舎売店)	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一(北秋田地城振興局庁舎売店)	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一(北秋田地城振興局庁舎売店)
能代市御指南町一番十(山本地域振興局庁舎売店)	能代市御指南町一番十(山本地域振興局庁舎売店)	能代市御指南町一番十(山本地域振興局庁舎売店)
由利本荘市水林三百六十六番地(由利地域振興局庁舎売店)	由利本荘市水林三百六十六番地(由利地域振興局庁舎売店)	由利本荘市水林三百六十六番地(由利地域振興局庁舎売店)
大仙市大曲上栄町十三番地六十二号(仙北地域振興局庁舎売店)	大仙市大曲上栄町十三番地六十二号(仙北地域振興局庁舎売店)	大仙市大曲上栄町十三番地六十二号(仙北地域振興局庁舎売店)

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十九年十一月十三日

横手市旭川一丁目三番四十一号(平鹿地域振興局庁舎売店)	横手市旭川一丁目三番四十一号(平鹿地域振興局庁舎売店)
湯沢市千石町二丁目一番十号(雄勝地域振興局庁舎売店)	湯沢市千石町二丁目一番十号(雄勝地域振興局庁舎売店)
秋田市千秋久保田町六番十号(脳血管研究センター売店)	秋田市千秋久保田町六番十号(脳血管研究センター売店)

人事委員会細則

人事委員会細則八―三―一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則をここに公布する。  
 平成十九年十一月十三日  
 秋田県人事委員会事務局長 佐藤文男  
 人事委員会細則八―三―一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則  
 細則八―三―一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を次のように改正する。  
 第五条、第十五条第二項及び第十六条第一項中「六月」を「十二月」に改める。

附 則  
 1 この細則は、公布の日から施行する。  
 2 この細則による改正後の人事委員会細則八―三―一(失業者の退職手当の支給手続)第五条、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定は、平成十九年十月一日から適用する。

正 誤

ページ	段 行	誤	正
三	上 十	十一月二十三日	十一月二十六日
三	上 十四	十一月二十三日	十一月二十六日

三	下 十六	秋田県教育委員会	秋田県教育委員会
五	上 八から九まで	「前二号」に改め、「のうち」を削り、「のうちで生涯学習課長」を「で教育長」に改め	「前二号」に改め、「のうちで生涯学習課長」を「で教育長」に改め

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 Email: matsubara@natsuhara-ryu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社  
 松原 繁 雄

